

協会規程等における協会名の読替等に関する規程

制定 平成 24 年 4 月 27 日 規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、平成 24 年 4 月末日をもって財団法人日本防災協会（以下「旧協会」という。）が解散し、平成 24 年 5 月 1 日をもって公益財団法人日本防災協会（以下「新協会」という。）が設立され、旧協会の業務が新協会に承継されることに伴い関連する規程等に関する必要な措置を定めることを目的とする。

(読替)

第 2 条 別表に掲げる規程、要領及び基準において「財団法人日本防災協会」とあるのは平成 24 年 5 月 1 日をもって「公益財団法人日本防災協会」と読み替えるものとする。

(新協会が通知等したとみなすもの)

第 3 条 次に掲げる旧協会が行った通知、交付、指示又は承認は新協会が行ったものとみなす。

- (1) 「防災性能確認業務規程」第 7 条及び第 9 条による通知
- (2) 「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」第 4 条による交付
- (3) 「防災物品に係る不適合等に対する措置に関する規程」第 3 条及び第 4 条による通知及び指示
- (4) 「防災加工専門技術者講習会規程」第 6 条による通知及び第 7 条による交付
- (5) 「防災薬剤防災性能試験規程」第 3 条による通知
- (6) 「試験番号登録規程」第 2 条及び第 3 条による通知
- (7) 「試験番号登録名義変更規程」第 4 条による通知
- (8) 「溶着用防災ラベル交付に係る実施要領」第 2 条による通知
- (9) 「防災製品認定規程」第 6 条、第 7 条及び第 9 条による交付
- (10) 「防災製品毒性審査申請規程」第 2 条による通知
- (11) 「防災製品性能試験規程」第 4 条による通知
- (12) 「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」第 4 条による交付、第 10 条による指示、第 12 条による承認
- (13) 「製品番号登録名義等変更規程」第 4 条による通知
- (14) 「品質管理等に係る試験依頼取扱規程」第 4 条による通知

(旧協会名の防災ラベル等)

第 4 条 新協会設立後の経過措置として新協会が交付する旧協会名表示の防災ラベル、防災薬剤ラベル及び「(財) 日本防災協会」表示の防災製品ラベルについては新協会の名において交付したものとみなす。

附則

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

別表

防災性能確認業務規程	制定平成 13 年 1 月 1 日
防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程	制定平成 13 年 1 月 1 日
防災ラベル等の様式に関する要領	制定平成 22 年 8 月 18 日
防災物品に係る不適合等に対する措置に関する規程	制定平成 22 年 8 月 18 日
防災加工専門技術者講習会規程	制定平成 13 年 5 月 24 日
防災薬剤防災性能試験規程	制定平成 13 年 1 月 1 日
試験番号登録規程	制定平成 13 年 1 月 1 日
試験番号登録名義変更規程	制定平成 11 年 6 月 15 日
防災物品に係る確認業務及び防災ラベル交付等に関する手数料規程	制定昭和 48 年 9 月 1 日
防災物品品質管理委員会規程	制定平成 22 年 8 月 18 日
防災製品認定規程	制定平成 21 年 10 月 1 日
防災製品毒性審査申請規程	制定平成 21 年 10 月 1 日
防災製品性能試験規程	制定昭和 49 年 9 月 1 日
防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程	制定昭和 61 年 8 月 1 日
製品番号登録名義等変更規程	制定平成 11 年 6 月 15 日
防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程	制定昭和 48 年 9 月 1 日
防災製品品質管理基準	制定平成 21 年 10 月 1 日
防災製品認定委員会設置規程	制定平成 21 年 10 月 1 日
品質管理等に係る試験依頼取扱規程	制定平成 20 年 5 月 1 日
財団法人日本防災協会部会設置規程	制定平成 13 年 4 月 19 日
防災関係者表彰規程	制定平成 11 年 5 月 20 日